

## 美浦村大山マリーナの設置及び管理に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、大山マリーナの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 この大山マリーナは、霞ヶ浦、湖岸及び周辺地域の秩序ある利用を図り、もって湖上レクリエーションの健全な発展と地域の振興に寄与することを目的として、美浦村大字大山1760番地3に設置する。

名 称	位 置
大山マリーナ	美浦村大字大山1760番地3
大山スロープ	美浦村大字大山1760番地2地先
大山水防拠点	美浦村大字大山1760番地3

### (管理)

第3条 大山マリーナは、常に良好な状態において管理し、設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

### (使用許可)

第4条 大山スロープを使用しようとするものは、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公安、風俗、その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 大山スロープを損傷し、汚損するおそれがあるとき。
- (3) 専ら私的営利を目的として使用すると認められるとき。
- (4) その他村長が大山スロープの管理上不相当と認めるとき。

3 村長は、第1項の許可にあたって管理上必要な条件を付することができる。

4 大山スロープの使用で、村長が適当と認めるときは、第1項の許可を省略することができる。

### (使用料)

第5条 大山スロープを利用しようとするものは、使用料として1日あたり2千円を村長に納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、前納しなければならない。ただし、村長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 村長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第7条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、村長が特別の事情があると認めたときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(行為の許可)

第8条 大山マリーナにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は動画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) その他村長が必要と認めること。

2 村長は、前項の許可にあたって管理上必要な条件を付すことができる。

3 第1項に掲げる行為をしようとするものは、別表第1に掲げる額の使用料を村長に納付しなければならない。

(行為の禁止)

第9条 大山マリーナ内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 大山マリーナを損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取、伐採又は損傷すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 大山マリーナをその用途以外に使用すること。
- (7) 前各号に掲げるものを除くほか、村長が大山マリーナの管理に支障があると認める行為をすること。

(許可の取消し等)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を受けたものに対し当該許可を取消し、第4条第3項又は第8条第2項の条件を変更し、大山マリーナからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後に第4条第2項各号のいずれかに該当すると認められたと

き。

(4) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

2 前項の取消し等により生じた損害については、村長はその賠償について責を負わない。

(損害賠償)

第11条 大山マリーナに損害を与えたものは、村長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、村長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 大山マリーナの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定に係る手続きは、美浦村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年美浦村条例第15号）によるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条第1項の規定により指定管理者に大山マリーナの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 大山マリーナの管理、運営に関する業務

(2) 第8条各号に掲げる業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に大山マリーナの管理を行わせる場合において、第4条から第11条までの規定中「村長」とあるのは「指定管理者」と、第5条（見出しを含む。）から第8条（見出しを含む。）までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、条例その他村長の定めるところに従い、適正に大山マリーナの管理を行わなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

行為の内容	単位	金額
物品の販売	1平方メートル1日につき	200円
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	100円
業として行う動画撮影	1日	5,000円
興行	1日	5,000円